

# 貴金属申告受渡実施要領

(平成17年9月15日施行)

## 貴金属申告受渡実施要領

### (目的)

第1 この要領は、貴金属受渡細則(以下「細則」という。)第14条に規定する申告受渡(以下「申告受渡」という。)に関し、必要な事項を定めたものである。

### (定義)

第2 申告受渡は、当月限の建玉を有する市場会員が、合意により受渡しを行うことについての契約等を当月限納会前に締結し、その旨本所に申し出ることによって行われる受渡しのことをいう。

### (利用可能対象者)

第3 申告受渡の申出を行うことができる者は、次の各号に該当する者に限るものとする。

定款第11条第1項第1号口に定める現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者である本所の市場会員

定款第11条第1項第1号口に定める現物商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行っている者からの委託を受け、これを執行する受託会員

### (申告受渡希望の申出)

第4 当月限の建玉を有する市場会員が、申告受渡の相手方を求めようとするときは、受渡品、受渡数量、受渡日、受渡場所、申出有効期日及びその他受渡条件等について記載した本所が定める書面をもって、当月限納会日が属する月の前月第1営業日から細則第14条第2項に規定する、最終申出期日の前営業日の正午までに、本所に申し出ることができる。

2 本所は、前項の申出を受理したときは、遅滞なく、前項の規定に基づく書面の内容を本所に掲示する。

3 申出を行った市場会員は、第1項に規定する書面に記載されている内容を変更(申出有効期日及び申出数量を除く。)するときは、改めて書面を本所に差し出さなければならない。この場合、本所は、遅滞なく当該変更内容を本所に掲示する。

### (申出方法及び承認等)

第5 申告受渡の申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

申出を行う市場会員は、細則第14条第2項に規定する申出期間内における毎営業日の正午までに、渡方及び受方が連署した本所が定める申請書を本所に差し出さなければならない。ただし、申出は、受渡日の2営業日前の正午(半休業日にあつては午前9時30分)までに行わなければならない。

本所は、前号の申出について、市場管理上問題がないと認めるときは、これを承認する

ものとし、本所の承認をもって当該申出が成立するものとする。

申告受渡が成立した建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外するものとする。

本所は、成立した申出について、遅滞なく本所に掲示するとともに、当該会員に対して受渡代金及び受渡代金に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額(以下、受渡代金と受渡代金に係る消費税相当額を合算した額を「受渡代金等」という。)を通知する。

申出を行った市場会員は、第1号に規定する申請書に記載されている内容を変更(申出数量を除く。)するときは、受渡日の2営業日前の午後3時30分(半休業日にあつては正午)までに、改めて申請書を本所に差し出さなければならない。この場合において、受渡代金等の変更が生じるときは、本所は、遅滞なく当該市場会員に対して、受渡代金等を再度通知する。

(申出の変更及び取消等)

第6 申告受渡希望の申出を行った市場会員は、申出有効期日及び申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、申出有効期日までに申告受渡の申出が行われなかった場合にはこの限りでない。

2 申告受渡の申出を行った市場会員は、申出数量を変更し、又は申出を取り消し、若しくは申出数量に対する反対売買を行うことができない。ただし、第5第2号の規定により、本所が当該申出を承認しない場合にはこの限りでない。

(受渡供用品)

第7 受渡供用品は、細則第2条第3号の規定にかかわらず、純度99.95%以上の白金であつて受渡当事者間で合意したものとする。

(受渡場所)

第8 受渡場所は、本邦所在の営業倉庫のうち、受渡当事者間で合意した倉庫とする。

(受渡品の量目)

第9 受渡品の量目については、第5第1号に定める申請書に記載されている数値に基づくものとする。

(受渡品の量目と受渡枚数の関係)

第10 受渡枚数については、受渡品の量目を業務規程第13条において規定する受渡単位に換算させた枚数とする。ただし、受渡品の量目を受渡単位に換算させる場合において、最小受渡単位に比し50%を超える端数量目が生じたときは、当該端数量目を最小受渡単位とみなして建玉を決済することができるものとする。

(受渡日時)

第11 受渡日は、成立日の翌々営業日から当月限最終営業日までの間のうち、受渡当事者間で合意した日とする。

2 前項に掲げる受渡日時は、毎営業日の正午までとする。

(受渡値段)

第12 受渡値段は、成立日の当月限の帳入値段とする。

(受渡方法)

第13 受渡しの方法は、次のとおりとする。

渡方は、受渡日の前営業日の正午までに受渡しに提供する受渡品の荷渡指図書(本所指定倉庫業者以外のものも含む。)を本所に差し出し、受渡日時に受渡代金等の支払いを受ける。

受方は、受渡日の正午までに、受渡代金等を本所に差し出し、これと引換えに荷渡指図書の引渡しを受ける。

(故障の申立)

第14 受方は、申告受渡により受渡しされた受渡品について、故障の申立てをすることができない。

(法定帳簿の記載方法)

第15 申告受渡を行った市場会員は、法定帳簿(先物取引受渡計算帳)上、申告受渡により受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(その他)

第16 本要領に定めのない事項については、受渡当事者間の合意により決定するものとする。

(貴金属受渡細則の準用)

第17 貴金属受渡細則第6条の規定は、申告受渡について準用する。

附則

平成17年9月14日開催の理事会において議決された本要領は、業務規程第49条(受渡品の倉荷証券及び出荷依頼書等)第3項、第52条(申告受渡)の変更規定の経済産業大臣の認可の日(平成17年9月15日)から施行し、平成17年10月限以降の限月から適用する。